

を算定する。

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(I)（※看護職員6：1、介護職員4：1）

a 要支援	1,263単位
b 要介護1	1,289単位
c 要介護2	1,331単位
d 要介護3	1,373単位
e 要介護4	1,415単位
f 要介護5	1,457単位

(二) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(II)（※看護職員6：1、介護職員5：1）

a 要支援	1,233単位
b 要介護1	1,259単位
c 要介護2	1,300単位
d 要介護3	1,340単位
e 要介護4	1,381単位
f 要介護5	1,422単位

(三) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(III)（※看護職員6：1、介護職員6：1）

a 要支援	1,214単位
b 要介護1	1,239単位
c 要介護2	1,279単位
d 要介護3	1,319単位
e 要介護4	1,359単位
f 要介護5	1,399単位

(四) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(IV)（※看護職員6：1、介護職員8：1）

a 要支援	1,186単位
b 要介護1	1,210単位
c 要介護2	1,249単位
d 要介護3	1,288単位
e 要介護4	1,327単位
f 要介護5	1,366単位

注1 老人性痴呆疾患療養病棟（指定居宅サービス基準第142条第1項第4号に規定する老人性痴呆疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性痴呆疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。

2 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

3 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

(2) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 要支援	889単位
(二) 要介護 1	899単位
(三) 要介護 2	913単位
(四) 要介護 3	928単位
(五) 要介護 4	943単位
(六) 要介護 5	958単位

注 1 指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定により読み替えられた第144条に規定する基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。

2 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

## (2) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

### △ 介護力強化病院における短期入所療養介護費

#### (1) 介護力強化型短期入所療養介護費（1日につき）

##### (一) 介護力強化型短期入所療養介護費(I)（※看護職員 6 : 1、介護職員 3 : 1）

a 要支援	1,233単位
b 要介護 1	1,259単位
c 要介護 2	1,301単位
d 要介護 3	1,343単位
e 要介護 4	1,385単位
f 要介護 5	1,427単位

##### (二) 介護力強化型短期入所療養介護費(II)（※看護職員 6 : 1、介護職員 4 : 1）

a 要支援	1,168単位
b 要介護 1	1,192単位
c 要介護 2	1,232単位
d 要介護 3	1,271単位
e 要介護 4	1,310単位
f 要介護 5	1,350単位

##### (三) 介護力強化型短期入所療養介護費(III)（※看護職員 6 : 1、介護職員 5 : 1）

a 要支援	1,121単位
b 要介護 1	1,145単位
c 要介護 2	1,182単位
d 要介護 3	1,220単位
e 要介護 4	1,258単位
f 要介護 5	1,295単位

##### (四) 介護力強化型短期入所療養介護費(IV)（※看護職員 6 : 1、介護職員 6 : 1）

a 要支援	1,091単位
b 要介護 1	1,114単位
c 要介護 2	1,150単位
d 要介護 3	1,186単位
e 要介護 4	1,223単位
f 要介護 5	1,259単位

注 1 指定居宅サービス基準附則第4条第2項に規定する介護力強化病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣

が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る介護力強化病棟（同項に規定する介護力強化病棟をいう。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(I)	23単位
ロ 夜間勤務等看護(II)	14単位
ハ 夜間勤務等看護(III)	5単位
ニ 夜間勤務等看護(IV)	7単位

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 介護力強化型短期入所療養介護費(I)は、平成12年3月31日において6月以上老人医科診療報酬点数表第1章の老人病棟入院医療管理料(I)が算定されていた病棟について算定する。

5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注2の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注2の規定による届出があったものとみなす。

## (2) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

## 10 痴呆対応型共同生活介護費

### イ 痴呆対応型共同生活介護費（1日につき）

(1) 要介護 1	809単位
(2) 要介護 2	825単位
(3) 要介護 3	841単位
(4) 要介護 4	857単位
(5) 要介護 5	874単位

注 指定痴呆対応型共同生活介護事業所（指定居宅サービス基準第157条第1項に規定する指定痴呆対応型共同生活介護事業所をいう。）において、指定痴呆対応型共同生活介護（指定居宅サービス基準第156条に規定する指定痴呆対応型共同生活介護をいう。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者数又は介護従業者の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。

### ロ 初期加算

注 入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

## 11 特定施設入所者生活介護費（1日につき）

イ 要支援	238単位
ロ 要介護 1	549単位
ハ 要介護 2	616単位
ニ 要介護 3	683単位
ホ 要介護 4	750単位
ヘ 要介護 5	818単位

注 1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第175条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、指定特定施設入所者生活介護（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設入所者生活介護をいう。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。

2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者数が100人を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定特定施設については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

## 12 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注 1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

### 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（案）

- 一 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表により算定するものとする。
- 二 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別に厚生大臣が定める一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

#### 別表

##### 指定居宅介護支援給付費単位数表（案）

###### 居宅介護支援費（1月につき）

イ 要支援	650単位
ロ 要介護1又は要介護2	720単位
ハ 要介護3、要介護4又は要介護5	840単位

- 注1 居宅介護支援費は、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日ににおいて指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。
- 2 別に厚生大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 3 利用者が月を通じて痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

### 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（案）

- 一 指定施設サービス等に要する費用の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。
  - イ 別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表により算定される費用の額
  - ロ 別表第二食事の提供に要する費用の額の算定表により算定される費用の額
- 二 前号イに掲げる費用（別表第一中介護保健施設サービスに係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）として算定される費用及び介護療養施設サービスに係る特定診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生大臣が定める一単位の単価に別表第一に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前二号の規定により指定施設サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

#### 別表第一

##### 指定施設サービス等介護給付費単位数表（案）

###### 1 介護福祉施設サービス

###### イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）

###### (1) 介護福祉施設サービス費

###### (→) 介護福祉施設サービス費(I)（※介護・看護職員の配置 3 : 1）

a 要介護 1	796単位
b 要介護 2	841単位
c 要介護 3	885単位
d 要介護 4	930単位
e 要介護 5	974単位

###### (→) 介護福祉施設サービス費(II)（※介護・看護職員の配置 3.5 : 1）

a 要介護 1	717単位
b 要介護 2	757単位
c 要介護 3	797単位
d 要介護 4	837単位
e 要介護 5	877単位

###### (→) 介護福祉施設サービス費(III)（※介護・看護職員の配置 4.1 : 1）

a 要介護 1	671単位
b 要介護 2	709単位
c 要介護 3	746単位
d 要介護 4	784単位
e 要介護 5	821単位

###### (2) 小規模介護福祉施設サービス費

###### (→) 小規模介護福祉施設サービス費(I)（※介護・看護職員の配置 3 : 1）

a 要介護 1	907単位
b 要介護 2	958単位
c 要介護 3	1,009単位
d 要介護 4	1,059単位
e 要介護 5	1,110単位

###### (→) 小規模介護福祉施設サービス費(II)（※介護・看護職員の配置 3.5 : 1）

a 要介護 1	760単位
b 要介護 2	802単位
c 要介護 3	844単位
d 要介護 4	887単位
e 要介護 5	929単位

###### (→) 小規模介護福祉施設サービス費(III)（※介護・看護職員の配置 4.1 : 1）

a 要介護 1	730単位
b 要介護 2	771単位
c 要介護 3	812単位